

新型コロナウイルス感染症 各種支援策パンフレット

＜第1版＞

令和2年7月10日

相生市新型コロナウイルス対策本部

※掲載している内容は、令和2年7月10日時点の主な支援策です。
最新の情報やその他の支援につきましては、市ホームページをご確認
いただくか、各担当課へお問い合わせください。

目 次

個人（生活支援）

特別定額給付金	1
住居確保給付金	2
緊急小口資金	3
総合支援資金	4
ひとり親世帯臨時特別給付金	5
国民健康保険傷病手当金	6
後期高齢者医療傷病手当金	7
国民健康保険税の減免	8
後期高齢者医療保険料の減免	9
国民年金保険料の免除・特例申請	10
介護保険料の減免(第一号保険料)	11

個人（観光支援等）

相生市民ふるさと観光応援事業	12
相生市飲食店等応援プレミアム付食事券	13

事業主（資金繰り支援）

徴収猶予の「特例制度」	14
相生市経営継続事業者支援金事業	15
持続化給付金	16
民間金融機関融資	17～19
政府系金融機関融資	20～22

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	特別定額給付金
対象者	【給付対象者】基準日（令和2年4月27日）において、相生市の住民基本台帳に記録されている方 【受給権者】基準日において、相生市の住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主
支援内容	【給付額】給付対象者一人につき10万円
必要なもの	①特別定額給付金申請書 ②世帯主（申請・受給者）の本人確認書類の写し （運転免許証・マイナンバーカード・年金手帳・健康保険証・国民健康保険証・介護保険証などから、1点） ③振込先金融機関の口座確認書類の写し （通帳・キャッシュカードなど 振込口座がわかるものの写し、1点）
手続方法	【郵送申請】上記「必要なもの」欄の①～③を市役所から送付した返信用封筒（切手不要）に入れ郵送 【オンライン申請】世帯主がマイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面からオンラインでの手続き
申請期間	【申請期限】令和2年8月25日（火）まで（当日消印有効）
問い合わせ	特別定額給付金受付 ☎②37167

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制 度 名 称	住居確保給付金
対 象 者	<p>申請時に以下の(1)～(8)のいずれにも該当する方が対象となります。</p> <p>(1) 離職後2年以内の方または、給与等を得る機会が個人の責に帰すべき理由や個人の都合によらないで減少し、離職または廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある方</p> <p>(2) 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失しているまたは住居喪失のおそれがある方</p> <p>(3) 離職等の日において主として世帯の生計維持者であった方 ※離職時には主たる生計維持者では無かったが、その後の離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含まれます。</p> <p>(4) 就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行う方 ※今回のコロナ関連における減収の場合には、最初の申請時は不要です。</p> <p>(5) 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のひと月の収入（月収）基準あり。 ※収入には失業給付、児童扶養手当、児童手当、年金などの公的給付を含みます。 ※給与収入の場合は、手取り額ではなく、総支給額となります。 ※毎月の収入に変動がある場合は、直近3か月間の収入の平均で判断します。 ※家賃額は、管理費、共益費、駐車場代、光熱水費は除きます。</p> <p>(6) 申請者および申請者の同居の親族などの預貯金の合計が、基準金額以下（但し、100万円を超えないものとする）である方</p> <p>(7) 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する方が受けていない方</p> <p>(8) 申請者及び申請者と生計を一とする同居親族が暴力団員もしくは暴力団関係者ではない方</p>
支 援 内 容	<p>離職等により経済的に困窮し、住居を失っているまたは住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給するとともに、支援員による住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。（生活保護を受給中の方は対象外です。）</p>
必 要 な も の	<p><input type="checkbox"/>収入関係書類（過去3ヶ月分）・離職等関係書類（申請者、同一世帯の収入のある者） ・給与明細、シフト表等、失業給付や年金を受けてる場合は分かる物</p> <p><input type="checkbox"/>本人確認書類 ・運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、住民票等</p> <p><input type="checkbox"/>預貯金関係（資産関係）書類（申請者、同一世帯の者） ・通帳等</p> <p><input type="checkbox"/>賃貸契約書</p> <p><input type="checkbox"/>印鑑</p>
手 続 方 法	<p>社会福祉課援護福祉係の窓口で手続き</p>
支 給 期 間	<p>家賃相当額（限度あり）を市から家主へ支給 支給期間3か月（但し、一定の要件を満たす場合は、最長9か月まで延長可。）</p>
問 い 合 わ せ	<p>相生市社会福祉課援護福祉係 ☎②7166</p>

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	緊急小口資金
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。
支援内容	<p>○貸付限度額：10万円以内。ただし、以下の要件に該当する場合は20万円以内。</p> <p>ア世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。</p> <p>イ世帯員に介護の必要な高齢者や障害のある方がいるとき。</p> <p>ウ世帯員が4人以上いるとき。</p> <p>エ世帯員に臨時休業した小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。</p> <p>オ世帯員である個人事業主等の収入減少により生活に要する費用が不足するとき。</p> <p>カ上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合。</p> <p>○据置期間：1年以内</p> <p>○償還期間：2年以内</p> <p>○貸付利子：無利子</p> <p>○連帯保証人：不要</p>
必要なもの	<p>(1) 世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていない、発行から3か月以内のもの）</p> <p>(2) 顔写真入りの身分証明書</p> <p>(3) 送金口座の通帳</p> <p>(4) 収入減少状況がわかる書類</p> <p>(5) 印鑑</p>
手続方法	相生市社会福祉協議会の窓口にお越しください。
申請期間	令和2年9月末まで（延長される場合もあります）
問い合わせ	相生市社会福祉協議会 ☎232666

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

<p>制 度 名 称</p>	<p>総合支援資金</p>
<p>対 象 者</p>	<p>新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。 (1) 兵庫県内に居住し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（生活保護受給世帯は除く） (2) 今後継続した就労により、生活の自立が見込まれる者 (3) 兵庫県内に居住中の者で、今後もその地域において継続して生活される者（借入できるのは世帯から1名のみ）</p>
<p>支 援 内 容</p>	<p>○貸付限度額：単身世帯…月額15万円以内。 複数世帯…月額20万円以内。 ○貸付期間：原則3か月以内 ○据置期間：1年以内 ○償還期間：10年以内 ○貸付利子：無利子 ○連帯保証人：不要</p>
<p>必 要 な も の</p>	<p>(1) 世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていない、発行から3か月以内のもの） (2) 顔写真入りの身分証明書 (3) 送金口座の通帳 (4) 収入減少状況がわかる書類 (5) 印鑑 ※(1)～(3)については、緊急小口資金を利用中の方は同資金の貸付決定通知書があれば不要です。</p>
<p>手 続 方 法</p>	<p>相生市社会福祉協議会の窓口にお越しください。</p>
<p>申 請 期 間</p>	<p>令和2年9月末まで（延長される場合もあります）</p>
<p>問 い 合 わ せ</p>	<p>相生市社会福祉協議会 ☎②32666</p>

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制 度 名 称	ひとり親世帯臨時特別給付金
対 象 者	<p>1 基本給付 ①～③のいずれかに該当する方 ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方 ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっているひとり親の方等</p> <p>2 追加給付 1の基本給付対象者の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方</p>
支 援 内 容	<p>1 基本給付 1世帯あたり5万円の支給。第2子以降については1人あたり3万円の上乗せ。</p> <p>2 追加給付 1世帯あたり5万円の支給。</p>
必 要 な も の	<p>1 基本給付 ①に該当する方は申請不要です。 ②③に該当する方は申請が必要です。申請書、申請者・請求者本人確認書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し、児童扶養手当の支給要件を確認できる書類、簡易な収入見込額の申立書、給与明細書や年金振込通知書等の収入額が分かる書類が必要です。</p> <p>2 追加給付 申請書</p>
手 続 方 法	子育て元気課の窓口にて申請してください。
申 請 期 間	<p>令和2年8月3日～令和3年2月28日 ※支給予定日 ・ 1基本給付①…8月末予定 ・ 1基本給付②③及び2追加給付…9月以降随時</p>
問 い 合 わ せ	相生市子育て元気課子育て支援係 ☎②7175

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	国民健康保険傷病手当金
対象者	新型コロナウイルスに感染、又は感染の疑いのため、療養し、労務ができず、給与等を受けることができない被用者
支援内容	支給額：1日あたり、直近の継続した3ヶ月の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額。 （週休日等勤務を予定していない日は除き、上限は一日あたり30,887円とする） 支給期間：就労が出来なくなった日から3日経過後から（4日目から）最大1年6ヶ月まで（令和2年9月30日までに支給開始となったもの）
必要なもの	傷病手当金支給申請書（世帯主記入用） 傷病手当金支給申請書（被保険者記入用） 傷病手当金支給申請書（事業主記入用） 傷病手当金支給申請書（医療機関記入用） ※申請書は、相生市のホームページからダウンロードできます。
手続方法	申請する場合は、事前に電話連絡のうえ申請書を提出してください。 原則郵送での申請となります。
申請期間	令和2年5月12日（火）から
問い合わせ	〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号 相生市市民課国保年金係 ☎②37154

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	後期高齢者医療保険傷病手当金
対象者	新型コロナウイルスに感染、又は感染の疑いのため、療養し、労務ができず、給与等を受けることができない被用者
支援内容	<p>【支給額】 1日あたり、直近の継続した3ヶ月の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額。 (週休日等勤務を予定していない日は除き、上限は一日あたり30,887円とする)</p> <p>【支給期間】 就労が出来なくなった日から3日経過後から(4日目から)最大1年6ヶ月まで(令和2年9月30日までに支給開始となったもの)</p>
必要なもの	<p>傷病手当金支給申請書(被保険者記入用その1)(様式第46号) 傷病手当金支給申請書(被保険者記入用その2)(様式第46号の2) 傷病手当金支給申請書(事業主記入用)(様式第46号の3) 傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)(様式第46号の4) ※申請書は、兵庫県後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードできます。</p>
手続方法	申請する場合は、事前に電話連絡のうえ申請書を提出してください。原則郵送での申請となります。
申請期間	令和2年5月1日(金)から
問い合わせ	〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号 相生市市民課国保年金係 ☎237154

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

<p>制 度 名 称</p>	<p>国民健康保険税の減免</p>
<p>対 象 者</p>	<p>国民健康保険の被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方 ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ②主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が、前年に比べ10分の3以上減少が見込まれる世帯の方</p>
<p>支 援 内 容</p>	<p>①国民健康保険税を全額免除 ②国民健康保険税を全額又は一部免除 減免額は、減免対象保険税額（$A \times B / C$）に減免割合（D）をかけた金額です。 減免対象保険税額（$A \times B / C$） A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得 C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額 減免割合（D） 300万円以下の場合：全部（10分の10） 400万円以下の場合：10分の8 550万円以下の場合：10分の6 750万円以下の場合：10分の4 1,000万円以下の場合：10分の2</p>
<p>必 要 な も の</p>	<p>①のとき、減免申請書、診断書（死亡診断書） ②のとき、減免申請書、事業収入等の見込申出書、令和元年の収入状況がわかるものの写し、令和2年の事業収入等の見込額の根拠の写し その他状況により、保険契約書等補填額の確認ができるものの写し、廃業届等の写し、退職証明書等の写し、解雇通知書の写し、雇用保険受給資格者証の写し ※申請書等は、相生市のホームページからダウンロードできます。</p>
<p>手 続 方 法</p>	<p>原則、郵送による申請となります。</p>
<p>申 請 期 間</p>	<p>令和2年6月26日（金）から</p>
<p>問 い 合 わ せ</p>	<p>〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号 相生市市民課国保年金係 ☎②7154</p>

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	後期高齢者医療保険料の減免
対象者	<p>後期高齢者医療の被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方</p> <p>①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方</p> <p>②主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が、前年に比べ10分の3以上減少が見込まれる世帯の方</p>
支援内容	<p>①後期高齢者医療保険料を全額免除</p> <p>②後期高齢者医療保険料を全額又は一部免除</p> <p>減免額は、減免対象保険税額（$A \times B / C$）に減免割合（D）をかけた金額です。</p> <p>減免対象保険税額（$A \times B / C$）</p> <p>A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得</p> <p>C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額</p> <p>減免割合（D）</p> <p>300万円以下の場合：全部（10分の10）</p> <p>400万円以下の場合：10分の8</p> <p>550万円以下の場合：10分の6</p> <p>750万円以下の場合：10分の4</p> <p>1,000万円以下の場合：10分の2</p>
必要なもの	<p>①のとき、減免申請書、診断書（死亡診断書）</p> <p>②のとき、減免申請書、収入申告書、令和元年の収入がわかる書類、令和2年の収入がわかる書類、保険料減免計算シート※相生市にて作成</p> <p>その他状況により、離職票、退職証明書、雇用保険受給者証、休業届、廃業届など</p> <p>※申請書等は、兵庫県後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードできます。</p>
手続方法	原則、郵送による申請となります。
申請期間	令和2年6月12日（金）から
問い合わせ	<p>〒678-8585</p> <p>相生市旭一丁目1番3号</p> <p>相生市市民課国保年金係 ☎②37154</p>

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

<p>制度名称</p>	<p>国民年金保険料の免除・特例申請</p>
<p>対象者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件をいずれも満たす方 ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当（学生納付特例基準相当）になることが見込まれる方</p>
<p>支援内容</p>	<p>【免除・猶予】 令和2年2月から令和3年6月分の国民年金保険料について 全額免除・猶予：（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円 その他、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。 ※免除を受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間（120月）の対象期間に算入されますが、追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなることにご留意ください。 【学生納付特例（猶予）】 令和2年2月から令和3年3月分の国民年金保険料について 学生納付特例：118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除額等</p>
<p>必要なもの</p>	<p>1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）） （学生の方） 1. 国民年金保険料学生納付特例申請書 2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）） 3. 学生証のコピー</p>
<p>手続方法</p>	<p>相生市市民課国保年金係又は姫路年金事務所へ申請書類を提出 （できる限り郵送による手続きをご利用ください） ※申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。</p>
<p>申請期間</p>	<p>令和2年5月1日（金）から</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号 相生市市民課国保年金係 ☎②7154 〒670-0947 姫路市北条1-250 姫路年金事務所 ☎079-224-6382 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004</p>

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	介護保険料の減免(第一号保険料)
対象者	①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者(65歳以上の方)。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、減少額が前年の額の10分の3以上かつ減少する収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下の第一号被保険者(65歳以上の方)。
支援内容	令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料を対象に、被害の程度に応じて保険料を減免します。
必要なもの	①介護保険被保険者証(ピンク色の保険証です) ②印鑑(認印でかまいません) ③主たる生計維持者の確定申告書控えや源泉徴収票など前年の収入がわかる書類及び今年度の収入の状況がわかる帳簿や給与明細など ④介護保険料減免申請書・収入資産状況等申告書・新型コロナウイルス感染症による事業収入等の状況申告書(様式は市で用意します)
手続方法	上記①～③をお持ちの上、市健康福祉部長寿福祉室へお越しください。ご提出いただいた書類に基づき審査させていただき、後日、結果を「介護保険料減免決定通知書」にてお知らせいたします。 (注) 減免要件や割合には、この他に条件がございます。まずは、お電話や窓口での事前相談をお勧めいたします。
申請期間	令和3年3月31日まで
問い合わせ	〒678-0031 相生市旭一丁目6番28号 相生市長寿福祉室 ☎7124

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	相生市民ふるさと観光応援事業
対象者	①利用者…相生市民（団体での場合、代表者が相生市民であれば利用可能です） ②対象宿泊施設…ホテル万葉岬、相生ステーションホテル、相生ステーションホテルアネックス、東横イン相生駅新幹線口、開運ビジネス旅館
支援内容	①利用者…対象施設での宿泊、日帰りを利用することでの割引きやサービス及び駅前ビジネスホテル周辺の飲食店でのサービスを受けることができます。 【割引額】大人：宿泊3,000円・日帰り1,500円 子ども（小学生以下）：宿泊2,000円・日帰り1,000円 ※初日の1泊のみの割引となります。 ※飲食店のサービスについては、各宿泊施設に設置のパンフレットをご確認ください ②宿泊施設事業者…期間中に利用のあった割引相当分を相生市観光協会から助成します。
必要なもの	宿泊日当日に、相生市民の方1名の身分証明書をご提示ください。
手続方法	対象宿泊施設に直接申込を行ってください。 ※現地での支払いのみ助成対象となります。オンラインでの事前決済は対象なりません。
助成期間	令和2年7月18日（土）～令和2年10月31日（土）
問い合わせ	相生市観光協会 ☎②7177 相生市地域振興課商工観光係 ☎③7133

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	相生市飲食店等応援プレミアム付食事券
対象者	①あいおい飲食店応援チケット利用者…どなたでも利用可能です。 ②あいおい飲食店応援チケット取扱店…市内の飲食店、喫茶店、居酒屋、スナック、バー（※8月31日まで参加を受け付けています）
支援内容	飲食店応援チケットを一組6,000円分（500円券×12枚つづり）を5,000円で販売します。（※1店舗あたり一人2組まで購入可能です） ①利用者…本事業参加店舗において、チケットを購入し使用してください。 ②取扱店…参加店舗には応援チケット100組及び10万円（プレミアム相当分）を支給します。
必要なもの	①利用者…特に必要なものはありません。食事券取扱店舗にて購入し、ご利用ください。 ②取扱店…参加申込書を相生市ホームページ又は相生市地域振興課及び相生商工会議所窓口に設置しています。
手続方法	①利用者…対象飲食店でチケットを購入したい旨をお伝えください。 ②取扱店…参加申込書を相生市地域振興課又は相生商工会議所のいずれかに提出
申請期間	①利用者…チケットの使用期限は令和2年11月30日（月）迄 ②取扱店…参加申込書提出期限は令和2年8月31日（月）迄
問い合わせ	相生市地域振興課商工観光係 ☎③7133 相生商工会議所 ☎②1234

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制 度 名 称	徴収猶予の「特例制度」
対 象 者	以下の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者 ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
支 援 内 容	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税の徴収の猶予（最長1年間）を行います。
必 要 な も の	・ 徴収猶予申請書 ※収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただくことがございます。
手 続 方 法	徴収猶予申請書等を徴収対策室に提出（郵送可）
申 請 期 間	関係法令の施行（令和2年4月30日）から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要
問 い 合 わ せ	〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号 相生市徴収対策室 ☎③7152

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	相生市経営継続事業者支援金事業
対象者	次の①～③の要件を全て満たす事業者 ①令和2年3月1日以前に創業した市内に事業所を置く中小企業又は個人事業主 ②令和2年4月から6月のいずれかの月の売上が前年同月又は前年月平均との対比で▲30%以上減少 (※売上の減少は「事業者の事業全体」又は「対象施設(複数の場合は一カ所でも複数でも可能)」のいずれでも可能) (※令和2年以降に創業した事業者の方はお問合せください) ③兵庫県からの休業要請を受けていない事業者で、緊急事態宣言の期間中に県の適切な感染防止対策の協力に応じて営業、又は自主的に休業
支援内容	一事業者あたり10万円
必要なもの	①支援金交付申請書兼請求書 ②代表者の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等) ③令和2年3月1日以前に創業していることがわかる書類の写し(税申告書、法人設立届出書、開業届出書等) ※相生商工会議所又は相生民主商工会の会員で各団体に申請する場合は不要 ④売上の減少を算出する金額が分かる書類の写し((1)令和2年の売上(売上台帳※手書可等)、(2)令和元年の売上(法人事業概況説明書、青色申告決算書、売上台帳※手書可等)) ⑤通帳の写し
手続方法	上記書類を相生市地域振興課商工観光係まで提出 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力願います。 ※相生商工会議所又は相生民主商工会の会員で、各団体に申請する場合は提出書類③は不要です。
申請期間	令和2年8月31日(月)迄
問い合わせ	〒678-0031 相生市旭一丁目2番10号 相生市地域振興課商工観光係 ☎②7133

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	持続化給付金
対象者	中堅・中小企業、小規模事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、フリーランスを含む個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比▲50%以上している事業者
支援内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大により、売上が減少している事業者に対する事業全般に広く使える給付金</p> <p>【給付金の計算】 前年度の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月） ※令和2年1月から12月までの間で月間事業収入が前年同月比50%以下となる月を任意で選択（対象月）</p> <p>支給上限額：法人200万円、個人事業者等は100万円</p>
必要なもの	<p>2019年（法人は全事業年度）の確定申告書類、売上減となった月の売上台帳の写し、通帳の写し、身分証明書の写し（個人事業主） ※詳しくは「持続化給付金」のホームページでご確認ください。</p>
手続方法	<p>持続化給付金の申請用ホームページからの電子申請 ※詳しくは「持続化給付金」のホームページでご確認ください。</p>
申請期間	令和3年1月15日迄
問い合わせ	<p>持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 申請サポート相生商工会議所3F ☎0120-835-130 ※要予約</p>

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	セーフティネット保証4号
対象者	指定地域において1年以上継続して事業を行っており、直近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上、かつその後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高が前年同期▲20%以上等となることが見込まれる事業者
支援内容	<p>運転資金及び設備資金に対する民間金融機関が行う信用保証付融資</p> <p>融資限度額：一般保証とは別枠で2.8億円</p> <p>※セーフティネット保証5号とは併用可能だが同じ枠となる</p>
必要なもの	試算表、売上表、確定申告の写しなど比較する売上がわかるもの
手続方法	専用の認定申請書を相生市地域振興課商工観光係まで提出 (認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可能です)
申請期間	令和2年9月1日迄
問い合わせ	<p>〈融資に関すること〉 取扱金融機関又は兵庫県信用保証協会 ☎078-393-3900</p> <p>〈認定に関すること〉 相生市地域振興課商工観光係 ☎③7133</p>

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	セーフティネット保証5号
対象者	特に重大な影響が生じている業種において、直近3カ月の売上高（見込みでも可能）が、前年同月比▲5%以上等の事業者 ※5月1日より全業種が指定されました。
支援内容	運転資金及び設備資金に対する民間金融機関が行う信用保証付融資 融資限度額：一般保証とは別枠で2.8億円 ※セーフティネット保証4号とは併用可能だが同じ枠となる
必要なもの	試算表、売上表、確定申告の写しなど比較する売上がわかるもの
手続方法	専用の認定申請書を相生市地域振興課商工観光係まで提出 （認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可能です）
申請期間	令和3年1月31日迄
問い合わせ	〈融資に関すること〉 取扱金融機関又は兵庫県信用保証協会 ☎078-393-3900 〈認定に関すること〉 相生市地域振興課商工観光係 ☎②7133

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制度名称	信用保証付き融資における保証料・利子減免
対象者	セーフティネット4号・5号・危機関連保証の適用要件に該当する事業者
支援内容	<p>民間金融機関からの融資について、信用保証料の減免および実質無利子となる利子補給を実施</p> <p>①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る） 売上高前年同月比▲5%以上：保証料ゼロ＋金利ゼロ</p> <p>②小・中規模事業者（①を除く） 売上高前年同月比▲5%以上で保証料1/2 売上高前年同月比▲15%以上で保証料ゼロ＋金利ゼロ</p> <p>融資限度額：4,000万円 担保：無担保 融資期間：10年以内（据置5年以内） 利子補給期間：当初3年間</p>
手続方法	下記へお問い合わせください。
手続方法	下記へお問い合わせください。
申請期間	下記へお問い合わせください。
手続方法	信用保証付き既往債務も、対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換えが可能。
問い合わせ	取扱金融機関又は中小企業金融相談窓口 ☎0570-783183

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制 度 名 称	新型コロナウイルス感染症特別貸付
対 象 者	直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同月比▲5%以上の事業者 (前年の実績がない場合事業者でも過去3ヶ月比等で提供可能)
支 援 内 容	<p>運転資金及び設備資金に対する政府系金融機関が行う融資</p> <p>融資限度額：中小事業6億円、国民事業8,000万円 融資期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内 利率：中小事業1.11%（当初3年は0.21%）、国民事業1.36%（当初3年は0.46%）</p>
必 要 な も の	下記へお問い合わせください。
手 続 方 法	下記へお問い合わせください。
申 請 期 間	下記へお問い合わせください。
問 い 合 わ せ	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制 度 名 称	新型コロナウイルス対策マル経融資
対 象 者	直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同月比▲5%以上の小規模事業者
支 援 内 容	<p>運転資金及び設備資金に対する政府系金融機関が行う融資</p> <p>融資限度額：1,000万円（通常分と別枠） 融資期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内 利率：1.21%（当初3年は0.31%）</p>
必 要 な も の	下記へお問い合わせください。
手 続 方 法	下記へお問い合わせください。
申 請 期 間	下記へお問い合わせください。
問 い 合 わ せ	日本政策金融公庫の本支店又は相生商工会議所 ☎②1234

新型コロナウイルス感染症 支援策個別表

制 度 名 称	特別利子補給制度（実質無利子）
対 象 者	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等により借入を行った中小企業者等
支 援 内 容	<p>以下の要件を満たす事業者に対して実質無利子となる利子補給を実施</p> <p>①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る） 売上要件なし</p> <p>②小規模事業者（法人事業者） 売上高▲15%以上</p> <p>③中小企業者 売上高▲20%以上</p> <p>期間：借入後当初3年間 補給対象上限：中小事業2億円、国民事業4,000万円</p>
必 要 な も の	下記へお問い合わせください。
手 続 方 法	下記へお問い合わせください。
申 請 期 間	下記へお問い合わせください。
そ の 他	令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った方について、対象者となる条件を満たせば、遡及適用が可能
問 い 合 わ せ	中小企業融資・給付金相談窓口 ☎0570-783183